

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県那珂川町、栃木県		
計画期間 実施期間	H22～H24 H22	総事業費(交付金)	25,000千円(12,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本事業により整備する施設は、那珂川町はもとより栃木県南那須地方における農林水産物のJA等系統外流通における中核的な施設であり、今後も継続して機能を発揮することは、地域農林水産業の健全な展開には必要不可欠である。また、施設の整備を通じた都市住民との交流促進を目的としているものであり、法及び基本方針に適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	那珂川町振興計画の農林振興施策の中「多様なニーズに対応できる強い農業の確立」、那珂川町農業振興地域整備計画に定める「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」において、高付加価値農産物の創造や消費者ニーズに対応する施設整備を推進する旨の方針が打ち出されており、関連制度・施策との連携等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	事業主体である久那瀬農産物販売組合において会議を重ねて計画し、総会において出荷者全員の了解を得たものである。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業及び整備する施設の運営は久那瀬農産物販売組合が行うが、当該組合には役員をはじめ各種部会によって組織化されており、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農林水産物直売施設の整備により、地域農産物の販売額増加を図り、農林業の振興を図る。また、各種イベントの実施により計画目標である地域の農産物直売所の利用者数の増加を図り、当該地区の地域活性化を目指す。また、活性化計画の目標は、地域の農産物直売所の利用者数の増加、事業活用活性化計画目標は、地域産物の販売額の増加としており、本事業の実施により都市と農村の交流が促進され、地域活性化が図られる。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間3年、実施期間1年で、基本方針及び実施要綱に定められた期間内であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	総事業費25,000千円。(要望額・限度額12,500千円)

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新築工事である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	建物は構造が木造で用途は店舗用建物、耐用年数は22年で、業務用冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫は耐用年数6年である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記により 4.08 となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は、農林水産物直売施設の整備である。事業実施主体は久那瀬農産物販売組合で、組合員は農業者72名である。施設整備により農林水産物の販路を確保し、販売額増により基幹産業である農林漁業の振興及び都市との交流を図るもので、実施要綱等の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	農林漁業者等が組織する農産物販売団体である久那瀬農産物販売組合に対する交付であって、今後、整備施設についての直売所施設利用規則を定めて利用するものであり目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	那珂川町における交流人口は平成18年度197万人であり、今後も同程度の交流人口が見込まれ、隣接地域の既存交流施設の道の駅・馬頭温泉郷・農村レストラン等の利用者数を踏まえて利用計画を策定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	南那須地方における中核的施設である。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	過去の利用実績、販売実績に応じて計画している。利用対象者は、平日は地域住民、休日は観光等目的の都市住民が中心で、取扱品目が豊富である為、季節を問わず通年営業する計画である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	既存建物111.79㎡、新築建物165.62㎡で計画しており、過去の利用実績、販売実績に応じて計画している。立地は既存の販売施設において集客実績が実証されている。同地区にある総菜類の農産物加工所から500mの距離にあり、仕入れ等で連携体制が確立されており、他の農産物直売所との立地間隔に変更はなく、客層など利用形態を阻害する可能性はない。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	既存建物111.79㎡に対して、新築建物は165.62㎡で計画した。面積増の主な要因は、農業体験関連スペース、事務室及び従業員用トイレの増設で、売場面積については、既存建物(91.85㎡)よりも通路幅を大きくすることで、107.65㎡に計画している。販売額増加率を勘案すると、適当な規模である。事業費について、床面積165.62㎡で建築費17,000千円、㎡当たりの建築単価は102千円で計画した。近隣の既存直売所との比較で、高瀬農産物直売所が床面積34.65㎡で建築費6,200千円(㎡当り178千円)、こぶしが丘直売所が床面積39.74㎡で5,884千円(㎡当り148千円)、道の駅ばとう農産物直売所が床面積67.90㎡で7,000千円(㎡当り103千円)であり、過大積算ではない。よって、当該施設が運用通知第4の2の(20)に規定する上限事業費の要件(延べ床面積㎡当たり29万円以内)を満たしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	施設は、必要最小限の整備にとどめ、今後の施工業者の指名についても慎重に選考し、建設・整備コストの低減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	整備する駐車場について、ピーク時の来客数584人/日を見込んでおり、自家用車利用14台とバス利用2台の駐車スペース300㎡及び通路区域560㎡を含む舗装面積合計860㎡を計上しており、必要最小限の整備である。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品として、冷蔵庫・冷凍冷蔵庫・陳列用冷蔵庫等を交付金で整備する。当該備品は販売する農産物加工品等の貯蔵に使用し食品衛生上必要不可欠のものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	集客性については、これまでの直売所売上実績から妥当。施設を中心として半円3km以内に農産物を出荷する主な農家のほとんどが居住している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の直売所敷地に加え、今回隣接農地を追加賃借し平成21年度中に農地転用手続きは完了している。所有者は事業主体である久那瀬農産物販売組合の設立当時から役員であり、永続的に用地は確保される。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	準備積立金及びJAからの資金借入に対応することとしており、十分検討・調整を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	久那瀬農産物販売組合において今後、管理規定を策定し、これに従って維持管理を行う。維持管理費に関しては収支計画に計上し適切に行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収入計画は年間1,585万円で、支出計画は人件費、地代・水道光熱費、借入返済、他事務経費等計1,585万円を見込んでおり、過去の決算状況と比較して、収支計画に無理な点は見受けられず、収支の均衡は確保されている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他事業との合体施行の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。